



# 島根県報

平成30年6月5日（火）

第3,011号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（3件） (高齢者福祉課) 2

保安林予定森林 (森林整備課) 2

解除予定保安林 ( " ) 3

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (中小企業課) 3

### 【公 告】

公共測量の実施 (技術管理課) 4

### 【特定調達公告】

大気環境監視テレメータシステムの賃貸借に係る一般競争入札の実施 (環境政策課) 5

### 【公安告示】

警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部) 7

**告 示****島根県告示第404号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 浜野屋	訪問看護	訪問看護ステーション	江津市都野津町2372-6	平成30年6月1日
	介護予防訪問看護	すまいる		

**島根県告示第405号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 よしだ福祉会	訪問看護	とちのみ	雲南市吉田町吉田1043-8	平成30年6月1日
	介護予防訪問看護			

**島根県告示第406号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会医療法人 仁寿会	訪問看護	訪問看護ステーション	大田市長久町長久ハ24-6	平成30年6月1日
	介護予防訪問看護	ながひさ		

**島根県告示第407号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

江津市浅利町590、641-2、1680、1681、1681-1、1684、1685、1685-1、1687から1689まで、1741-1、1742-4、1742-5、1743-2

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第408号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 解除予定保安林の所在場所

仁多郡奥出雲町鴨倉1199-3、1200-4、1200-5

### 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 解除の理由

指定理由の消滅

## 島根県告示第409号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

SUPER CENTER PLANT出雲店 島根県出雲市塩冶町字善光寺1291番外

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

グンゼ開発株式会社 代表取締役 古川 知己 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目8番1号

#### (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社PLANT 代表取締役 三ツ田 佳史 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

#### (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年4月25日

#### (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,869平方メートル

## (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の位置及び収容台数  
464台（建物北側及び東側）
- イ 駐輪場の位置及び収容台数  
60台（建物東側）
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
560平方メートル（建物北側）
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
39.6立方メートル（建物内北側）

## (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前0時から翌午前0時まで
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
3か所（北側及び東側）
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後6時まで

## 2 届出年月日

平成30年 5 月28日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年 6 月 5 日

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成30年 6 月 1 日から同年 7 月31日まで
- 3 作業地域  
松江市地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年 6 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名及び数量  
大気環境監視テレメータシステムの賃貸借 一式
  - (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成31年 1 月31日（木）
  - (4) 納入場所
    - ア 監視センター  
島根県保健環境科学研究所（島根県松江市西浜佐陀町582-1）  
島根県環境政策課（島根県松江市殿町128）  
島根県浜田保健所（島根県浜田市片庭町254）  
松江市環境保全課（島根県松江市学園南1-20-43）
    - イ 大気汚染常時監視測定局（所在地は、入札説明書のとおり）  
一般環境大気測定局 8局  
自動車排出ガス測定局 1局  
国設酸性雨測定所 2局
  - (5) 賃貸借期間  
平成31年 2 月 1 日から平成36年 1 月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
  - (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「14借入品」中分類「(2)情報処理機器」）に登録されている者であること。

- (4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 他の地方公共団体における大気環境監視テレメータシステム（本公告の日において稼働中のものに限る。）を受注した実績を有する者であること。
- (7) プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）の取得者並びに国際標準化機構が定めた規格 I S O 9001及び情報セキュリティマネジメントシステム（ I S M S ）適合性評価制度（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）の認証取得者であること。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成30年7月3日（火）午後5時までの間、島根県ホームページの入札情報に掲載する。

島根県ホームページの入札情報URL [http://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](http://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

#### (2) 問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町128番地 県庁東庁舎

島根県環境生活部環境政策課大気環境グループ

電話0852-22-6784 F A X 0852-25-3830

#### (3) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

#### (4) 入札の方法、開札の日時等

##### ア 提出方法

持参又は郵送

##### イ 提出期限

平成30年7月18日（水）午後2時（郵便（郵便書留等配達記録が残るものに限る。）又は信書便による提出にあつては、正午までに到着していること。）

##### ウ 提出場所

平成30年7月18日（水）午後1時までは(2)の問合せ先とし、それ以降はオの開札場所とする。

##### エ 開札日時

平成30年7月18日（水）午後2時

##### オ 開札場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

##### カ 入札書記載方法

借入れに要する一切の諸経費を含めた総価（5年間分）で入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%（平成31年9月まで）及び10%（平成31年10月以後）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100（平成31年9月まで）及び110分の100（平成31年10月以後）に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 その他

#### (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

入札書に記載する金額に消費税等の額を加えた額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県環境生活部環境政策課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Atmospheric environmental monitoring system 1 set

(2) Bid tendering date and time : 2 : 00 p.m. July 18, 2018

(Applications by mail must arrive at the Office above by noon on July 18, 2018)

(3) Contact point for the notice : Environmental Policy Division, 128 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, Japan 690-8501 (Phone : 0852-22-6784)

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第69号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

平成30年6月5日

島根県公安委員会委員長 山口美紀

1 実施する講習

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新

規取得講習」という。)

(2) 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)

## 2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「新規取得講習1号」という。)	平成30年7月17日(火)から同月20日(金)まで及び同月24日(火)から同月26日(木)まで	9:00~17:00 (7月24日、同月25日は18:00まで)	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「新規取得講習2号」という。)	平成30年7月17日(火)から同月20日(金)まで及び同月24日(火)から同月26日(木)まで	9:00~17:00 (7月20日は12:00まで、同月24日は13:00~17:00)	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「新規取得講習3号」という。)	平成30年7月17日(火)から同月20日(金)まで及び同月24日(火)から同月26日(木)まで	9:00~17:00 (7月20日は12:00まで、同月24日は13:00~17:00)	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「新規取得講習4号」という。)	平成30年7月17日(火)から同月20日(金)まで並びに同月25日(水)及び同月26日(木)	9:00~17:00 (7月20日は12:00まで)	

## 3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「追加取得講習1号」という。)	平成30年7月20日(金)及び同月24日(火)から同月26日(木)まで	9:00~17:00 (7月20日は13:00~17:00、同月24日、同月25日は18:00まで)	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「追加取得講習2号」という。)	平成30年7月24日(火)から同月26日(木)まで	9:00~17:00 (7月24日は13:00~17:00)	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「追加取得講習3号」という。)	平成30年7月24日(火)から同月26日(木)まで	9:00~17:00 (7月24日は13:00~17:00)	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「追加取得講習4号」という。)	平成30年7月25日(水)及び同月26日(木)	9:00~17:00	

## 4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号及び新規取得講習2号  
15人程度
- (2) 新規取得講習3号及び新規取得講習4号  
5人程度
- (3) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号  
10人程度
- (4) 追加取得講習3号及び追加取得講習4号  
5人程度

## 5 受講対象者

## (1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

## 6 受講申込手続に関する事項

## (1) 電話による予約等

## ア 専用電話による予約

(7) 講習を受けようとする受講対象者（以下「受講希望者」という。）は、事前に島根県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（0852-25-5077）に電話すること。

## (イ) 電話による予約の受付期日及び受付時間

講習の区分	受 付 期 日	受付時間
新規取得講習1号	平成30年6月18日（月）から同月22日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習2号	平成30年6月19日（火）から同月22日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習3号	平成30年6月20日（水）から同月22日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習4号	平成30年6月20日（水）から同月22日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習1号	平成30年6月20日（水）から同月22日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習2号	平成30年6月20日（水）から同月22日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習3号	平成30年6月20日（水）から同月22日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習4号	平成30年6月20日（水）から同月22日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00

## イ 受講者の決定等

(7) 講習の区分ごとに、受講希望者の数が講習定員を超えなかった場合はその全員を受講者とし、受講希望者の数が講習定員を超えた場合は抽選により受講者を決定する。

(イ) アの(イ)の受付期日満了後、予約専用電話に電話をかけた者に対し、受講の可否について通知する。

## ウ 留意事項

(7) 予約専用電話以外による予約受付は、行わない。

(イ) 予約の際には、受講を希望する講習の区分（複数の講習の区分を希望することは、認めない。）、5に掲げる受講対象者の要件、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先電話番号について申告すること。

(ウ) アの(ア)の予約を行い、又はイの(イ)の通知を受けたことをもって講習受講の申込みを受理したことはならないので注意すること。

## (2) 書類の提出

(1)のイの(イ)の通知を受けた受講希望者は、次のとおり書類を提出すること。

### ア 提出期間

平成30年6月25日（月）から同月29日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

### イ 提出先

島根県内の各警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

### ウ 提出書類

(ア) 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書1通（写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）を貼り付けたもの）

(イ) 5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各1通

a 5の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 5の(1)のイに該当する者

5の(1)のイに掲げる合格証明書の写し

c 5の(1)のウに該当する者

5の(1)のウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 5の(1)のエに該当する者

5の(1)のエに掲げる1級の検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

e 5の(1)のオに該当する者

5の(1)のオに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(ウ) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し1通

## (3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、受講申込書を受理した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、受講手数料は還付しない。

ア 新規取得講習1号 47,000円

イ 新規取得講習2号 38,000円

ウ 新規取得講習3号 38,000円

エ 新規取得講習4号 34,000円

オ 追加取得講習1号 23,000円

カ 追加取得講習2号 14,000円

キ 追加取得講習3号 14,000円

ク 追加取得講習4号 10,000円

## 7 講習の委託

講習は、一般社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

## 8 その他

- (1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。  
なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。
- (2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前8時30分から午前8時50分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の午後0時30分から午後0時50分までの間に講習の受付を行う。

#### 9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。